

検定有効期間等検討小委員会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

令和7年2月7日、水道スマートメーターの導入促進に関する公益社団法人日本水道協会等からの要望を踏まえ、規制改革推進会議（内閣府設置法第37条第2項に基づき設置された審議会）第1回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループが開催された。

ワーキング・グループにおいては、

- ① 水道スマートメーターの導入にあたって課題となるコスト削減等に資するため、計量法上の検定の有効期間について、水道メーターの構造（羽根車式、電磁式、超音波式）の特性に応じた見直し
- ② 水道メーターを含む特定計量器の検定における検査方法（全数検定以外の方法を導入することの是非等）

についての検討を行うよう意見が示された。

こうした意見、要望に対する検討を進めるため、水道メーターに係る技術的な検証作業や海外事例の調査を行うとともに、計量行政審議会基本部会の下に「検定有効期間等検討小委員会」を設置し、これらの検証・調査結果を踏まえ、検定の有効期間の見直し等について審議を行う。

2. 小委員会の日程等

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 4月 | 基本部会（小委員会の設置 等） |
| 6～7月頃 | 第1回小委員会（課題の確認、検討視点の討議 等） |
| 10月頃 | 第2回小委員会（海外事例調査・技術的検証作業の進捗状況説明、討議） |
| 12月頃 | 第3回小委員会（調査・検証結果を踏まえ討議、方針の決定） |
| 2月頃 | 基本部会（基本部会への報告 等） |

3. 小委員会の委員構成

学識経験者、水道事業体、水道メーター製造事業者、計量行政機関（地方自治体）、消費者代表、公的検定機関等から構成。

以上。